(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城四二九六番一地内	後	四四・六メートル	〇〇・四キロメートル
	前	〇〇・〇メートル	〇・二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所

〇九州地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十八日　九州地方整備局長　増田　博行

一　施行者の名称　福岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　久留米小郡都市計画道路事業三・四・十九一十一号東櫛原町本町線及び三・三・十九一二号千歳橋湯納楚線

三　事業施行期間　自平成三十年二月二十八日至平成三十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福岡県久留米市諏訪野町地内

使用の部分　なし

〇九州地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

そのの関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	供用の区間	供用開始の期日
二百一号	字江橋供用開始の区間　熊本県玉名市大字中津一番三から同市大字中津一番一岩田二九三番二から同市大字熊本県玉名郡南関町大字関一番一まで	平成三十年二月二十八日

〇九州地方整備局告示第二十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

そのの関係図面は、平成三十年二月二十八日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月二十八日　九州地方整備局長　増田　博行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百九十七号

(三)　道路の区域

区間	後変別更前	敷地の幅員	延長
佐世保市六〇番二江迎町栗越二一四番一から同市江迎町乱橋まで	後	一三・八メートル～三〇〇・〇メートル	四キロメートル・五三七メートル
	前	一三・八メートル～三〇〇・〇メートル	四キロメートル・五三七メートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成30年２月28日　関東地方整備局長　泊　宏

道路の種類	路線名	区間
一般国道	16号	大和市つきみ野七丁目17番34から同市つきみ野七丁目19番39までの下り線
一般国道	16号	大和市つきみ野七丁目19番39から同市つきみ野八丁目14番６までの上下線
一般国道	16号	大和市つきみ野八丁目14番６から相模原市南区上鶴間三丁目1015番１までの下り線

資料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成29年度の平成29年12月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成30年２月28日　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	57,712,000,000	4,708,399,029	15,626,374,333	20,334,773,363	△37,377,226,636	35.2
租税	56,620,000,000	4,686,287,803	15,083,620,643	19,769,908,447	△36,850,091,552	34.9
所得税	17,948,000,000	952,420,066	7,868,323,189	8,820,743,256	△9,127,256,743	49.1
法人税	12,391,000,000	482,418,974	622,687,514	1,105,106,489	△11,285,893,510	8.9
相続税	2,115,000,000	206,640,041	684,662,850	891,302,891	△1,223,697,108	42.1
消費税	17,138,000,000	1,977,320,789	3,780,033,146	5,757,353,936	△11,380,646,063	33.5
酒税	1,311,000,000	215,756,233	367,602,576	583,358,809	△727,641,190	44.4
たばこ税	929,000,000	140,474,119	306,943,491	447,417,610	△481,582,389	48.1
揮発油税	2,394,000,000	386,815,227	621,094,638	1,007,909,865	△1,386,090,134	42.1
石油ガス税	8,000,000	878,320	2,694,999	3,573,319	△4,426,680	44.6
航空機燃料税	52,000,000	7,759,384	18,836,637	26,596,022	△25,403,977	51.1
石油石炭税	688,000,000	118,933,142	188,388,259	307,321,401	△380,678,598	44.6
電源開発促進税	313,000,000	56,355,721	102,004,186	158,359,907	△154,640,092	50.5
自動車重量税	370,000,000	29,785,793	128,875,303	158,661,096	△211,338,903	42.8
関税	953,000,000	109,989,147	386,537,892	496,527,040	△456,472,959	52.1
とん税	10,000,000	738,526	4,934,623	5,673,149	△4,326,850	56.7
地価税	—	911	458	1,370	1,370	—
旧税	—	1,402	875	2,278	2,278	—
印紙収入						
印紙収入	1,092,000,000	22,111,225	542,753,689	564,864,915	△527,135,084	51.7